

2020年8月13日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

長崎県保険医協会
会長 本田 孝也

広島「黒い雨」訴訟の控訴に満身の怒りを込めて抗議する

8月12日、広島県、広島市は国の要請に従い「黒い雨」訴訟に控訴した。

長年の地道な運動、訴訟の末にようやく勝ち取った勝訴判決が振り出しに戻った。原告らの怒り、悲しみ、落胆は察して余りある。まさに血も涙もない悪鬼の所業である。

安倍首相は控訴に際し「被爆という筆舌に尽くしがたい経験をした皆様へ、支援策にしっかりと取り組んでいく」と述べているが、控訴という筆舌に尽くしがたい苦痛を強いておきながら、言っていることとやっていることが違うのではないか。原告らは手帳を持たない被爆者である。被爆者なのに被爆者と認められず、手帳の交付を求め続けてきたのである。それを控訴するとは何事であるか。本気で支援するつもりがあるのであれば、即刻手帳を交付すればよい。

国は、これまでの最高裁判決と異なることを控訴理由にあげているが、長崎の被爆体験者訴訟の福岡高裁判決及びそれを追認した最高裁判決自体が不当判決である。同じ最高裁判決でも長崎の松谷訴訟では低線量被曝の人体影響を認め、国の人体影響の過小評価に疑義を提起している。自分に都合のよい判決だけを取り上げて控訴の理由にするのは卑怯である。

手帳交付の要件は「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった」かどうかである。放射能を含んだ黒い雨をあび、汚染された水、食物を摂取し、健康被害があったのだから、要件を満たすのは当たり前である。広島地裁判決は、この当たり前のことを当たり前に認めた画期的判決であった。新たな科学的知見は手帳交付の要件ではない。手帳を交付しないために、都合の良い知見のみを採用し、それ以外の研究成果は黙殺する国の屁理屈である。

当会は「黒い雨」訴訟の控訴に満身の怒りを込めて抗議するとともに、広島、長崎で手帳の交付を希望する全ての被爆未指定地域の住民を被爆者と認め、即刻被爆者健康手帳を交付することを求めるものである。

以上